

# 憲法で保障された正当な政治活動の自由、 職員の思想・信条の自由、新聞購読の自由は、 侵害することはできない

日本共産党伊丹市議団は、6月12日、以下の見解を公表しました。

2014年6月12日

「公務員への『しんぶん赤旗』の購読状況等の実態調査を求める陳情」並びに一部の議会で庁内での職員の「しんぶん赤旗」購読に関する質問が行われていることに対する見解

日本共産党伊丹市議会議員団  
団長 上原 秀樹  
議員 加柴 優美  
議員 久村真知子  
事務局長 服部 好廣

(1) 全国の議会に、日本会議地方議員連盟に所属している小坪慎也福岡県行橋市議から、「地方自治体における政党機関紙『しんぶん赤旗』の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査並びに是正を求める陳情」、「地方自治体における政党機関紙『しんぶん赤旗』の勧誘・配布・販売について（全国的な）実態調査を（国に）要請する決議を求める陳情」と関係資料が郵送されています。

これは、産経新聞の意図的なキャンペーンも背景にしながら、各地で右翼的な議員が行っている『しんぶん赤旗』攻撃の一環です。今回の「陳情」の仕掛け人である行橋市議が自身のブログで「市議1議席で、日本共産党（政党全体）を振り回してガタガタにして見せますっ！ 河野談話の検証・憲法解釈の変更の際し、左翼勢力からの攻撃に対して、敵戦力を分散させることで側面支援してみますっ♪」などと述べていることから明らかな通り、この「陳情」にはひとかけらの大儀も道理もなく、自治体、議会を反共と反動の党派的意図でもてあそぶものです。

「陳情」の内容は、憲法で保障された個人の思想・信条の自由、政党の政治活動の自由を根本から侵害し、憲法違反の実態調査を求めるものであり、議会として審査の対象とするのにふさわしくないものです。

(2) 「陳情」では、行橋市議会や鎌倉市議会での議会質問の「事例」を持ち出していますが、事実と異なる内容となっています。

行橋市議会に関しては、問題の市議が、昨年12月議会で「日曜版配布後の職場は『赤旗』まみれ」などと取り上げ、3月議会でも『赤旗』の庁舎内の販売（配布・徴収）について質問しました。しかし、総務部長は、「前回12月議会での指摘を受けて、私自身、庁舎内を点検・巡回したが、ご指摘のような事実は認められなかった」と答弁したため、同市議は質問を続行できず、次のテーマに移って終わったという状況です。

また、全面禁止を決断した「事例」として鎌倉市を持ち出していますが、これは、産経新聞が4月5日付で、『赤旗』の勧誘 市庁舎内禁止 鎌倉市『職務の中立性重視』という記事を載せたことを利用した攻撃です。日本共産党鎌倉市議団は、この報道に対しただちに、「政治活動の自由、市職員の思想・信条の自由、新聞購読の自由はなんら禁止されていません」との見解を発表し、議員団のホームページに載せました（裏面）。12月議会で市長が政治活動の規制の検討を表明したものの、憲法に反する規制は行うことができず、個人情報を取り扱う執務室内の規制にとどまらざるを得なかったのが事実です。

いずれにしても、憲法で保障された正当な政治活動の自由、職員の思想・信条の自由、新聞購読の自由は、侵害することはできません。

以上

日本共産党  
伊丹市議団  
ニュース

第281号  
発行  
2014年  
6月12日

伊丹市千歳1-1  
783-1234  
(内線 3494)